

(令和6年度補正分) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名	埼玉県上尾市
本事業の担当部局名	子ども未来部子ども支援課

事業メニュー	結婚新生活支援事業				
区分	一般コース				
関連事業メニュー	4.1 結婚新生活支援事業(一般コース)				
個別事業名	上尾市結婚新生活支援事業			新規／継続 (一般財源での 実施も含む)	継続
実施期間	令和7年4月1日	～	令和8年3月31日	事業開始年度	令和4年度
総事業費(A)(円)	19,200,000	寄付金その他の収入予定額(B)(円)	0	差引額(A-B)(円)	19,200,000
対象経費支出予定額(円) ※補助率を乗じる前の額	19,200,000				
費用内訳(円)	個別事業の内容のとおり				
自治体における少子化 対策の全体像及びその 中での本個別事業の位 置付け	<自治体における少子化対策の全体像>※全事業共通 令和5年は、昨年と比較し合計特殊出生率、婚姻数、婚姻率ともに減少しており、これからも年少人口数の減少が拡大していくことが予想される。引き続き、子ども・子育て支援事業計画に基づき各事業を実施していきながら、少子化対策の入り口となる結婚新生活支援事業などの結婚支援やオンライン母子支援事業を行うことで、子ども・子育て支援の充実を図り、子どもを産み育てたいという意識の醸成に取組む。 <本個別事業の位置付け> 第6次上尾市総合計画において、「明日を担う人が育つまちづくり」を基本方向とし、「子どもを安心して産み育てることができ、子どもが伸びやかに育つ」ことを目指すとしている。具体的な施策の一つとして「結婚支援及び妊活・妊娠から子育てまで切れ目のない支援」を掲げており、結婚新生活支援事業を実施し、経済的不安から結婚に踏み切れない層に対して補助を行うもの。				
個別事業の内容	1. 概要				
	【対象費用】				
	☐ 住宅取得費用	☐ 住宅リフォーム費用	☐ 住宅賃借費用	☐ 引越費用	
	【補助対象要件】 原則として国基準とし、自治体独自基準による場合は当該欄に記載				
	所得要件	国基準	夫婦の合計所得が [※] 500万円未満		
		自治体独自基準			
	年齢要件	国基準	夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯		
		自治体独自基準			
	【補助上限額】 原則として国基準とし、自治体独自基準による場合は当該欄に記載				
	29歳以下 の場合	国基準	各費用に係る合計が [※] 60万円		
自治体独自基準					
39歳以下 の場合	国基準	各費用に係る合計が [※] 30万円			
	自治体独自基準				
【その他独自要件】					

2. 申請見込

①新規世帯見込	40	世帯	②継続補助世帯見込	0	世帯
上記のうち	ともに29歳以下	24	(継続補助規定の有無)	有	
	その他	16			

【世帯数積算根拠】

・申請見込みについては、令和6年度の当事業における支給実績を引用。

(参考)

【令和6年度申請状況】

実施中

申請世帯数見込	34	世帯
～12月(実績)	28	世帯
1月～3月(見込)	6	世帯

【金額積算根拠】

<上限額>

(29歳以下)	24	世帯	×	600,000	円	=	14,400,000	円
(その他)	16	世帯	×	300,000	円	=	4,800,000	円
				(継続補助)			0	円
				合計			19,200,000	円

<左記の上限額の合計を使用しない場合の積算>

3. 広報の実施予定

上尾市ホームページ、広報誌、デジタルサイネージ、上尾市各種SNS等を利用した広報を実施する。

少子化対策全体の重要 業績評価指標(KPI)及び 定量的成果目標 ※全事業共通	KPI項目		単位	目標値(時点)	現状値(時点)
	年少人口(第6次上尾市総合計画)		人	26,333(令和7年度)	26,451(令和5年度)
参考指標 ※全事業共通	項目		単位	直近の実績値(時点)	
	合計特殊出生率			1.11(令和5年)	
	婚姻件数		件	799(令和5年)	
	婚姻率			3.5(令和5年)	
個別事業の重要業績評 価指標(KPI)及び定量的 成果目標	KPI項目		単位	目標値(時点)	現状値(時点)
	番号	項目			
	(アウトプット)				
	①	支給世帯実績／支給見込世帯数の割合	%	100(令和7年度)	100(令和5年度)
	(アウトカム)				
	①	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	60(令和7年度)	50(令和5年度)
	②	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に 応援されていると感じた世帯の割合」	%	93(令和7年度)	91(令和5年度)